(1) 第5回検討部会及び意見書での部会委員意見

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
1	P4 〇中段図 ・「浜田市まちづくりセンター設置条例」の記述が必要では? ・併せ参照資料の紹介 P31~44 「浜田市協働のまちづくり条例」 P45~49 「浜田市まちづくりセンター設置条例」	図に「浜田市まちづくりセンター条例」を加え、参照資料掲載ページを追記しました。また、浜田市総合振興計画の実現に向けて、市民、事業者、まちづくり活動団体、市、まちづくりセンターが条例に基づき協働して本計画の取組を進めていくということを表現したイメージ図に修正しました。(4ページ)
2	P4(3)計画の期間について 表中記号の凡例がない P4(3)計画の期間について 「実施年」を示すのか?それとも「評価対象年」を 示すのか?【再掲】	表中の記号を削除し、表記を変更しました。(5 ページ) 「評価対象年」を示しており、そのことが わかるように表記を変更しました。(5 ページ)
3	P4(3)計画の期間について 「評価・検証」の根拠は、「浜田市協働のまちづく り検討部会設置要綱(令和3年7月19日施行)」 第2条1項第2号であるが、ここに記載してある 期間3年のうち9か月を既に失っている。 (○印が検証期間とすれば、その期間については 以前の配布資料 Q&A と合致するが、本当に可能 か?)(「◎」は何の意味か不明。)【再掲】	まちづくりセンターの検証については、今年度、検証の取り掛かりとして、センター移行後の改正部分や新たな取組、利用状況等の変化について、把握しているところです。それらを踏まえ本部会での調査審議は、令和4年度(コミュニティセンターに移行して1年経過後)から行うこととしています。 なお、センターの実施する事業にあっては、毎年度検証します。 (記号については、表記を変更しました。)
5	P4(3)計画の期間について 当初「委託」を「当面直営」と変更すると同時に発生したと思える形態なので、より慎重な取組が必要と思うがどうか?	まちづくりセンターの評価検証について
6	P4(4)計画の評価・検証について 「(仮称)協働推進本部」については、直後に「(P28 のイメージ図を参照)」と記述した方がわかりやすい のでは?	「協働推進本部」のイメージ図を掲載し、29 ページにも再掲というかたちで掲載します。(5 ページ)
7	P4(4)計画の評価・検証について 当然この検証には以下に掲げるこれまでの希望に どの様に応えられているかとの観点が重要であると 考えるがどうか?【再掲】 ・「中山間地域振興に関する提言」(平成31年3月) 中山間地域振興特別委員会 ・「公民館をコミュニティセンターに移行することに 対する現場(各公民館)からの声をお届けします」	まちづくりセンターの評価、検証については、まちづくりセンター化した時の経緯や各報告書等を踏まえた上で検証する必要があると考えています。

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
	(令和元年6月11日) 浜田市公民館連絡協議会会長三浦博美 ・「公民館のコミュニティセンター化」に係る意見書(令和元年10月31日) 自治区制度等行政改革推進特別委員会 ・「浜田市公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」(令和2年6月) 浜田市協働のま	
	ちづくり推進に関する条例検討委員会公民館のコミュニティセンター化検討部会	
8	P6 O右上図 「*市民等」の説明が無くなっています。(再掲)	「*市民等」の説明を追記しました。(8 ペ ージ)
9	P8 (5) 協働の主体について 「地区まちづくり推進委員会」の項 「地区まちづくり推進委員会の設置状況は P52 に記載しています。」といったコメントが必要では? →「資料編」をまとめたことでこのような例が他にあるかも?	地区まちづくり推進委員会設置状況一覧 の掲載ページを追記しました。(11 ページ)
10	P8 (5) 協働の主体について 〇下段 〈まちづくり活動団体の例〉 このくくりで「自主防災組織」は違和感を拭えないが?【再々掲】 *「活動」の例ではあるが、「団体」の例ではない? *条例第2条第1項第5号及び該当逐条解説との整合は?	「まちづくり活動団体の例」については、 条例及び逐条解説に例示されている団体から掲載することに変更しました。(11 ページ)
11	P8 (5) 協働の主体について O下段 (NPO 法人) 「NPO 法人一覧は P53 に記載」のコメントがありません。	NPO法人一覧の掲載ページを追記しました。(11 ページ)
12	P12(協働の形態) 〇上段 「委託・指定管理」の記述 「市よりも高い技術や知識を持つ協働相手に委託 することです。」との記述には、やはり違和感があり ます。【再々掲】	「市の事業を協働相手の特性を活かして 行うことです。」に修正しました。(14 ページ)
13	P13(7)協働のメリット・効果について 〇全体 繰り返しの意見になるが、「メリット・効果」の市 民に関わる前提条件は大丈夫か? 前提に、相互信頼の源である「自発的協力の力」を 如何に増大するかという考え方が必要では?	本計画は、条例の基本理念の実現を目指し、実践するため、「協働」に関する基本的な考えや推進施策を示すものであり、本計画に定める取組によって市及び市民等の協働を促進していきたいと考えています。
14	P20 5 協働のまちづくりの展開について 〇全体 ここからは、項目別「取組」となっており、「資料 4 報告進捗シート」では、「何かをすれば「A」評 価の「実施中であり、達成済」になる。つまり、幅と 深みに欠ける評価とならないか?【再掲】	何か事業等を実施したとしても、その取組 状況や内容に不足があった場合、「B:実施中 だが、見直しが必要」となります。 進捗状況については、毎年まちづくり検討 部会へ報告し、市の評価が適正かどうかも含

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
		め、市と部会の両方で検証及び評価をしてい
		きたいと考えています。
15	P20「職員の意識向上」	市の職員は地域担当制に関わらず、当然、
	ここに何故「職員の地域担当制」もしくはこれに類	地域に入って自分が住んでいる地域を良く
	似する、職員職務で現場を体感できる項目が設定で	する取組を積極的にしていくべきであると
	きないのか?【再掲】	考えています。地域の一員としての自覚と責
		任を持ち、地域活動に参加するよう継続的に
		職員研修を実施し、職員の意識向上を行いま
		す。
16	P24「活動拠点の整備」	石見地区おいて、新たにまちづくりセンタ
	〈②まちづくりセンターの施設整備及び充実〉とある	ーを建設するよう進めてまいります。なお、
	が、何をどこまで(レベル別に)考えているのか?	具体的な運用方法等の詳細については、今後
		地域住民や関係者と協議し決定します。
17	まちづくり活動団体への支援に「伴走支援」も追加	25 ページの「1 活動体制の整備」の本文(基
	してもらいたい。	本的な考え)を「団体の運営や活動について、
		財政的支援及び持続的な伴走支援を行うと
		ともに」に変更しました。
18	P25 O地域自治の強化	地区まちづくり推進委員会未設立地域の
	これまでも幾度となく指摘されているが、「単位自	町内会等に対しては、その設立を目標とし取
	治組織」や「地区まちづくり推進委員会」、また活動	り組んでおります。
	の拠点となる「まちづくりセンター設置基準」の共通	地区まちづくり推進委員会に対しては、
	概念が確立されていないことが大きな課題。これがなければ、目的も、またそれに向かう努力も意識され	「地区まちづくり計画」の策定を義務付けて
	ることがない。評価の基本であるが、どの様に考えて	おり、計画の具現化に向けた取り組みを市と
	いるのか?	して支援しています。
	V. 6055	なお、地域課題やその解決に向けた取り組
		みは地域の状況により異なり、また、それに
		応じてセンターに求められる役割も異なる
		ため、市が一律に決めるのではなく、各地域
		の実態に適した運用や役割分担をそれぞれ
		の地域において、地域と市で決定することが
10	D07_0AH	大切であると考えます。
19	P27 O全体	行政(市)との情報交換は、市(市長)が
	このページに関わらず全体に言えることだが、「行 政との情報交換」は誰の責任で行われ、行政の誰が責	実施し、市(市長)が受け取ることになりま
	任を持ってこれを受け取るのか?	す。
20	P28 〇協働推進体制イメージ図	ー 市と市民等にそれぞれ役割と責任があり、
	「協働推進体制」は「協働」が双方向となっている	補完し合うことで協働を推進するとともに、
	が、先に質問した「自発的協力の力」を確立するまで	本計画の評価・検証も行っていきたいと考え
	は、きちんと責任のありように言及すべきでは?	ます。
21	パブリックコメント制度について、市民に理解し	パブリックコメント制度についての説明
	てもらう機会があっても良いと思う。	を 31 ページに追加しました。引き続き、制度
		の趣旨等について、理解していただくよう努

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
		めます。
22	円卓会議での内容をフィードバックしていただけ	円卓会議についての手引きを作成し、市と
	るような運用をしていただきたい。	市民等で共通認識のもと運用できるよう進
		めます。
23	現状では恊働のまちづくりについて意識・認識の	市職員をはじめ幅広い世代に協働のまち
	薄いことは、これからの取り組みが大きな課題にな	づくりが認識されるよう、市職員への研修等
	ると思います。	を実施するとともに、幅広い世代の方に協働
	地域活動・市政の参加が少ない事は、関心のない事	のまちづくりについての情報発信を行いま
	と受け止められます。これからの協働のまちづくり	す 。
	には決してあってはならない事ですので、幅広い世 代を対象に情報発信をお願いします。重ねて市職員	
	の認識度も上がる様努めてほしいです。	
24	まちづくりセンターの利用度と活発的なまちづく	 まちづくりセンターの取組や役割等につ
	り活動の推進が必要。	いて、広く周知するとともにまちづくり活動
		が推進されるよう、引き続き支援します。
25	協働のまちづくりの為に、まちづくりセンター職	まちづくりセンター職員の研修について
	員の研修が必要と思います。	本計画に掲げ、計画的に実施します。
26	コーディネーターの方の顔、動きが見えません。	現在、地区まちづくり推進委員会の設立支
		援や、まちづくり計画の策定及び更新支援、
		まちづくり団体の事業支援などそれぞれの
		地域の課題や活動状況に応じて、各コーディ
		ネーターが支援等を行っています。
		今後、コーディネーターの活動について広
		く共有されるよう、情報発信等を行います。
27	誰もが地域の拠点場所として利用出来るセンター	まちづくりセンターは、誰もが利用できる
	を望みます。	地域の拠点施設であり、地域住民の主体的な
		まちづくり活動を推進してまいります。
28	「協働のまちづくり」は市民の意識が低い事がア	引き続き、地域の取組や活動を支援すると
	ンケートにより判明しました。	ともに、より多くの市民等に協働のまちづく
	しかし現実に大なり小なり活動している地域も沢	りに参画していただけるよう取り組みます。
	山あります。そこには更に充実し、発展していただけ	
29	れば今まで通りで良いと思います。 市街地域においては、わかっていても「協働」とし	 関心のあるテーマや課題を基に自分事と
23	て動く姿がなかなか見えない、即必要性を感じてお	関心のあるアーマや課題を基に自分事と して意識していただけるよう周知及び説明
	られない日々の生活にあまり不便を持たない環境が	等を行い進めていきます。
	あります。	守を1」い庭のていさより。
	急には無理ですが、候補地域にわかりやすく説明	
	して取り組み易い、防災、安全、子供会などを準備・	
	計画したらどうでしょうか。	
30	各地域のまちづくりの役員の方の、恊働のまちづ	各地域のまちづくりの役員の方も含め、協
	くりについての教育、指導が必要なのではないでし	働のまちづくりについて周知、理解していた
	ようか、協働のまちづくりの内容が分からないまま	だけるよう継続的に取組を進めます。
	立ち上げ第一でやっていたのでは、住民も、混乱しま	

No.	意見	協働のまちづくり推進計画への反映等
	す。行政の支援をお願いしたいと思います。いい推進	
	計画ができても理解できなければいいまちづくりは	
	できないと思います。	
31	会議に出られない人のためにネット上で掲示板み	先進事例を参考にしながら、広聴・広報機
	たいなものを立ち上げるなど、課題共有の仕方のバ	会の拡充に努めます。
	リエーションを増やしてほしい。	

(2) その他

No.	意見	協働のまちづくり推進計画における取組
1	まちづくりセンターの活動を無線放送やセンター	まちづくりセンターの活動をはじめ、市か
	だより等で市民に情報を伝えてほしい。	らの情報発信は、様々な方法の活用につい
		て、調査、研究を進めます。
2	公平な運営に努める様、市はまちづくりセンター	まちづくりセンター職員の研修について
	の指導を願う。	本計画に掲げ、計画的に実施します。(再掲)
3	パブリックコメントを求められる時は、内容をは	パブリックコメント制度についての説明
	っきりさせていただきたい。	を 30 ページに追加しました。引き続き、制度
		の趣旨等について、理解していただくよう努
		めます。(再掲)